

第十五回 参議院農林委員会會議録第二十三号

(三三〇)

昭和二十八年二月二十四日(火曜日)午後二時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君  
理事 滝井治三郎君  
徳川 宗敬君  
三橋八次郎君

委員

池田宇右衛門君  
石原幹市郎君  
西山 龜七君  
宮本 邦彦君  
森田 豊壽君  
小川 亦治君  
清澤 俊英君  
岡村文四郎君

政府委員

農林大臣官房長 渡部 伍良君  
事務局側

説明員

農林省農地局管 河井大治郎君  
理部管理課長

常任委員 安樂城敏男君  
常任委員 倉田 吉雄君  
会専門員

本日

の会議に付した事件

○海岸砂地帯農業振興臨時措置法案

(衆議院提出)

○海岸保全法案に関する件

○農林政策に関する調査に関する件

(食糧増産に関する件)

○委員長(山崎恒君)では只今から農林委員会を開きます。

先ず海岸砂地帯農業振興臨時措置法案を議題といたします。直ちに質疑に入りたく存じます。

○岡村文四郎君 昨日からいろいろなことをお聞きいたしておりますが、何と申ししても非常に重要な仕事であり、この仕事を政府が上げようとするには、予算が一番大事なことであるが、どうも食糧増産計画を立てられて、いろいろお考えになつておつても予算が取れないために変えなければならぬ、こういうふうな状態でありまして、まだ大蔵省と何の打合せもろくにできていないようでありまして、今までやつて来たことを見ると、いろいろ御心配願つて質疑応答をして通した法律が全く効果がないというような感じがいたします。今までのように若しこれも終るのなら、非常に期待をせられております地方のかたがたには非常な御迷惑をかけることになると思ひますので、これは議員提出案であります。農林省のほうで、第一年度半端でありますから恐らく本事業にかかられるのは二十九年度からになると思ひますが、予備費のうちから多少は取れまして大したことはなからう、そのうなりますと、何といつてもどん／＼予算が取れないものにならぬが、おそればこの法案を通した効果がないうことにお考えになつておるか、一応その肚はあると思ひますからお聞きしたい。

○政府委員(渡部伍良君) この法律を出すときに各府県からデータをとりますと、約八十億内外の国の財政支出が必要、こういうことになつております。併しそれにしても、この法律に基いて振興計画を立て、それをもう一遍県で検討を加へましてどれだけのなるかはつきりしませんが、従来この方面に農林省で組んでゐる予算が、二十八年度に予定してゐるのは海岸砂防林で約七千万円ばかりになつてゐると思ひます。それから農地の改良関係で二千万円余りになつております。従ひまして法律を出してやる以上、従来でも問題になつておるのを更に促進するといふのでありますから、最高限は今府県から出ておるものであり、最低限はこの法律が出て総合的な振興計画ができない前にでもこの程度出ておりますので、この最低限の何倍かというふうな考へるのであります。具体的数字はもう少し現地の事情を調査し直さないとはいつきり申上げかねると思ひます。

○岡村文四郎君 今官房長のお話は御尤もであります。私に言わせると、一刻も早く農林省の技術員自体が現地に十分に調査をして、そうして地方の要望も大事でございますが、現地を見るということが一番大事で、実際に金が少しかかりましたも、専門の技術者がその地方の農業試験場と協力して、これを本場に軌道に乗せるように、法案を通す以上は、そういう我々がただ単に法案さえ通せばよいというのじゃなくて、事業が実際にできるよ

うに是非しなければならぬと思ひますから、それには調査が十分でないといふと肚のある仕事ができないと思ひますから、その面に大いに努力してもらいたいと思ひます。ところがどうも農林省に當つて見ると、技術部と言いますか、どうもちよつともの足らん点があつて残念ですが、これは今更だうのこの言つても仕方がないが、勉強になりますし、これが通ると同時に又雪になりますから、もう少ししたら雪が少なくなりますから、即時この予算の予備費の要求前に現地を見せ、そうして進まれる肚があるかどうか。

○政府委員(渡部伍良君) お話の点は是非そういうふうにしたかと思つております。

○岡村文四郎君 この年限が最終年限三十五年になつておまして、今までのこのういふ単行法が、最初は五年のもののごいふ行法が、最近七年、このういふふうになつて出ておりますが、これはどうせ二十八年度は本事業が行われんと思ひますから六年になる、それから一つそれを記録に残しておいて、七年のつもりでやつたのが最初の年度がおかしいから、そうじやないかといふことを私が言つたことを一つ記録に残しておいて、そのつもりでやつて頂きたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) これは今のお話のように単作法、急傾斜法はやは特殊の地帯で特殊の調査なり、特殊の対策があるので、五年でやると一年、二年すぐたつてしまふものですか

ら、七年にしてやつと五年計画というぐらひに考へておるのであります。いろいろ特殊立法について我々も苦慮しておるところがありますので、お話の点は十分慎重にやりたいと思つております。

○石原幹市郎君 これも大体今と同じような問題ですが、最近特殊地帯関係の立法が非常に出来て来ておりますが、最初計画されたのは積集法であつたと思ふのであります。僕らこのときや関係者の一人として大いに期待もして、将来に大きな希望を持つておつたわけでありまして、その後いろいろ各種のういふものができまして、俗な言葉で言へばピンぼけのういふ形になつておるような感じがするのであります。それでこの特殊地帯振興法は一つは食糧増産を狙つたものと、それから特殊地帯の農業経営の改善というか、救済というか、そういう二つの考へ方があるように思ふのであります。殊にこの頃食糧増産というういふ考へ方からいたしまして、いろいろ出て来ます特殊地帯振興法にもおのづから軽重が私はあると思ふのであります。で農林省のほうで議員立法でいろいろ出て参りますが、こういう特殊立法に對してどういふ基本的考へを持つておるかといふこと、それから私は積集法のようなものは食糧増産の見地からいへば、これはうまく活用したならば非常に大きな増産効果を擧げることができると思ふのであります。今までの一、二年の経過を見てみると、本當に

おぎなりの形にしか運営されておらん、こういう感じがするのであります。が、一体こういう法律に對してどういう考え方、又經濟効果などというものは折衝というやうなことをやつておられるかどうか、參考に聞いて見たいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 御承知のやうに、予算の建て方が土地改良或いは山林事業というやうになつております。土地改良の中で灌溉排水とか開拓、干拓、それが國營、団体營、このやうにふたつに分れております。一方特殊立法のほうは特殊の地帯を取上げて特殊地帯の総合的の農業振興計画を基としてやるというのであります。一つの仕事を縦横に綱んでおるのであります。そこで予算の編成に當りましてはどうしても今までの考え方で行きますと、灌溉事業なら灌溉事業を全国的に見るといふと、或る地点を以て総合的に見るというのとなく、調整がうまく行かなかつたのであります。その点農林省の中におきましては、機械的には土地改良関係については農地局、これを総合的に見るのは官房というやうにやつておるのであります。お話をやうにその趣旨が十分徹底されておらないので苦勞しておるのであります。その点は今後、こういうやうに特殊立法がたくさんできましたので、その趣旨が重点的にできるようにやりたいと考えております。ただ二十八年度の予算につきましては食糧増産をできるだけ早くやりたい、こういう見地から継続事業或いは効果の早く出る大規模なもの、継続事業の早期繰上げ完成、或いは大規模のものをやるというので、そ

ういふ地点がある地方につきましては相当効果は出ると思ひますが、そういう地点がない地方につきましては、例えば団体營に廻す金が予算の總額が伸びた比率ほど伸びない、こういうやうな場合もできるかと思ひますが、これは今後あらゆる機会に予算を伸ばす際には是正して行きたい、こういうふうに考えております。

○石原幹市郎君 どうもいろいろ特殊地帯関係立法についてこゝ、二年非常にたくさん出て来たのであります。常に対する総合的な立場からの考え方、そのそ農林省ではこのやうなものを固めて行かれていいのじやないかと私は思ひますが、筋としては非常に増産を狙うことが中心になつておる特殊地帯関係のもの、それからどちらかといふと零細農業、或いは貧窮農業の救済的な性質を帯びたものと二筋あるやうに思ひのであります。よその地帯のことをいふと、やがて言うことはちよつとどうかと自分でも思ひのでありますけれども、例えば急傾斜地帯などという関係のやつは、これは食糧増産を大いに狙うというやうな筋のものよりも、むしろ特殊経営を救済するといふやうな性格が強いので、やないかと思ひのであります。特殊地帯関係の法律に大きく二筋あるやうに私は思ひのであります。そこで食糧自給増産計画などが今大いに考究されてゐるときでありますから、まあ議員立法とは言へ、又特殊地帯の立法とは言へ、増産計画に大いに活用できるものは遺憾なくその法律を活用してやつてもらいたいと思ひので、その例として私は續養法などというものは活用、運営の如何によつては非常に大

な効果を上げるし、而も日本の大体半分くらいは地帯がそれに包含される。この運用によつては非常な増産効果が期待できるのであります。そういうところをやはりもう少し同じ特殊地帯対策法といふやうな考えで比率的に、これにこのくらい出したからこれにはこのくらい出さなければならぬといふやうなことなしに、筋を入れた対策といふやうな考え方を私は持つてもらいたいと思ひのであります。重ねてもう一回、大臣からでも聞きたいことでもありますけれども、官房長の所見を伺いたい。

○政府委員(渡部伍良君) お話の点御尤もであります。農林省としまして、食糧自給は是非やらなければいかん、併し零細農業の救済の施設もやらなければいかん、その両方満足させるにはどうして予算の枠を殖やさなければいかん、こういうので努力したのであります。十分に努力の効果が出来なかつたので甚だ遺憾なのであります。なか／＼むずかしいと思ひのでありますけれども、食糧増産もやらなければいかん、農家の救済もやらなければならぬ、二兎を追わなければならぬところに苦しいところがありますので、きちつと割切つてないところがあるのであります。どうしてもこれは今後予算を増して、その問題を解決する以外に方法はないのではないかと、このやうに考へております。

○政府委員(渡部伍良君) 食糧増産の問題は、今食糧自給促進法を準備しております。それによりまして、もう少し具体的に、個別に、この事業量、増産量、それに要する費用、それから増産効果といふものを掘下げて行つて、増産の実を挙げる方向では食糧自給促進法のほうを相当重視して効果あらしめたい、そういうふうに考へておるのであります。この特殊立法を一本にまとめてしまへば、特殊立法として必要性が出た趣旨が没却されますので、特殊立法は特殊立法として、与えられたる期間に、最善の効果を出した、やはり並立的に考へる、そうして増産のほうは財政支出の増加によつて、その財政支出の増加されたものを効果的に使ひやり方をもう少し念入りにやつて行く、そういうやうなやり方で行くより方法はないじやないかと思ひます。すぐこれらの特殊立法を合せたやうな法律を作るといふ考へはまだ持つておりません。

○石原幹市郎君 只今の段階では大体そういうことだろうと思ひますが、このやうな特殊立法がたくさんできて、而も最初は囑物入りで宣伝されて、一向中身がなんにも付いて来ないといふことで、非常にこの頃議員立法と言ひかけております。それで却つて計算して見ると若干特殊立法のために殖えておるとは思ひのですけれども、却つて減つたとか、いろ／＼地方で騒いだり

する所もあるもので、非常に法の威信に私は関係すると思ひ。だからそういうやうな意味も含めて、議員立法でどんどん通過して来るのですから、これは仕方のないことですけれども、或る段階では、やはり農林省としては、殊に食糧自給促進法などを考へられておるといふことでありますから、増産効果の大いに狙えるものはその中に吸収して見る、そういう面の研究をしてもらいたい、こういうことを希望しておきます。

○政府委員(渡部伍良君) 特殊立法の効果は議論になりましたが、私どものほうでは特殊立法の狙いを二つまあ持つておるのであります。それは、特殊立法によつて財政支出を余計確保するといふのと、特殊立法によつて、特殊立法の對象の地帯の農家の、何といふか、計画的な、総合的な食糧増産なり、或いは経営の改善を進めて行こう、こういう二つの狙いがあるのであります。特殊立法ができたから、すぐ全町村に、それから問題になる地点にすぐ全部金が付くと期待されるのは、まあさつとばらんに申上げますれば、少し虫がよ過ぎるので、やはりこの法律に基きまして、振興計画を立てて見ると、やはり村の中でやらなければいかんといふことが相当はつきりしたので、例えば農作の伸び方、そういうものは歴然として相当出て来るのじやないかと思ひます。それから、これはもう少し出て来なければいけません。我々のほうの係員が出て行つた調べによりまして、例えば協同組合の内容が非常によくなつたとか、そういうやうな効果は相当出ておるのじやないかと思ひのであります。従つて、特殊立法の価値

○委員長(山崎恒増) 御異議ないようでありますから、それではこれより討

義、経済合理主義によつて政策が立てられてはいかんと思うのでございませう。

比率はこれで行くのだ、又水揚げの漕

れには、今後の農業経営が十分に成立つように仕向けてやりませんと補助金とその他に融資を受けて工事を行なう

立法がだん／＼と出て来て、と分る。同  
の援助が少くて甚だおかしい。積寒汁  
などは最もいいというようなお話が、

ございましたが、積集法での法律通りに全部国が援助をいたしますと、相当な成果が挙げられますが、それでも一番早かつた関係かどうかはわかりませんが、現在の特種立法の中では、早くからやつておられますから、あれが一番ましになっており、区域も広いから、予算額も非常に大きい、こういうわけでございますが、ただ我が議員立法を通したその面目も非常に恐れるのでございます。地方へ行つて見ますと、この法律さえ通れば、もうすぐにでも立上れる、まるで生き返れる、こういうふうに思つておられる所が多いのですから心配いたしておりますから、官房長のお話を承りますと、なか／＼急にはうまい行かないが、徐々に何とか行くようにしたい、こういうような御答弁がございましたが、食糧増産についてはこの法律は最も適当であり、これを真直に、まじめに行なつてさえもらえれば、相当な増産もできると思ひますから、是非今まで出て来た特殊立法は全部でございすが、もうあんまり特殊立法を出されず、そうしてあとの面目が立たないようでは実は困りますから、本当はこれから出る特殊立法はよほど考へてから通さんならんと考へておりましたが、これはどうもその余裕のない法律でございまして、各員に御賛成を願つて軽く通るのでございしますが、軽く通つたという事は、重要性があるから軽く通つた、こういう考へ方で当局のほうで十分今後一大勢力をかけてもらいたい、ということとは、予算をたくさん取つてもらいたいということではございません。そのおつもりでは非効果があるようにしてまいりますことを申上げ

まして、本案に賛成をいたします。  
○委員長(山崎恒君) はかに御意見ございせんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
他に御意見がないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。  
それではこれより採決に入ります。海岸砂地帯農業振興臨時措置法案を原案通り可決することに賛成の方の御起立を願ひます。

「賛成者起立」  
○委員長(山崎恒君) 全会一致でございます。よつて本案は全会一致を以て可決すべきものと決定されました。なお本会議におけるところの委員長のお口頭報告の内容等成規の手続は、慣例によりまして委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございせんか。  
「異議なし」と呼ぶ者あり  
○委員長(山崎恒君) 御異議ないものと認めます。  
次に本案を可とされた方は例によりまして順次御署名を願ひます。  
多敷意見者署名  
滝井治三郎 徳川 宗敏  
三橋八次郎 池田宇右衛門  
石原幹市郎 西山 龜七  
宮本 邦彦 森田 豊壽  
小林 亦治 清澤 俊英  
岡村文四郎

○委員長(山崎恒君) 続いてこの参議院議員深水六郎君は十一名の提出にかかりますところの海岸保全法案の件を議題といたしますが、本法案は、目下建設委員会に付託せられておりますが、農林業に深い関係を持つておりますので、農林当局から本法案について御意見を聞き、これが取扱を打合せたいと存じます。先ず本法案について、一応これは建設委員会に合同審査を申込むかどうかという問題であります。内容だけ河井管理課長からちよつとその前に提案された点と変わった点がありますので、極く簡単にありますが、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(河井大治郎君) 只今お話のございました海岸保全法案は、昨年の七月に提案をされました、それが審議が未了のあと、今回御提案になつておるわけでございます。この法案に対しては、農林省の意見につきましては、曾つてこの委員会でも全般的御説明を申上げましたので、今日は昨年提案になりましたものと、今回御提案になりましたものと、農林省関係のところと異なつておる点とを御説明申上げることになつたと思ひます。お手許のほうに海岸保全法案に對します経過並びに意見をプリントにして差上げましたが、一つの点は法案の第一條に湖沼というのがございます。「海岸」政令で定める湖沼の沿岸を含む」ということになつておるのであります。前回の法案におきましては、これが「海又は湖沼の沿岸を防護し」というふうな書きかたでおつたわけでありまして、今回の修正の第一点は湖沼、湖沼の沿岸は政令で定めるもののみに限定をしますと、こういふことになつておるわけでありまして、湖沼の沿岸はやはり干拓といつたし

まして非常に重要性を持つておるのでございまして、別に只今お手許に差上げました干拓事業の原水面別内訳というのがございますが、これは昭和二十年以降からやつておられます農地局で取扱つておられます事業をそこに表にいたして出しておるわけでございます。その裏面の中のものといふところを御覧頂きますと、現在実施をいたしておりますものが二万三千七百町歩ございまして、そのうち海面は一萬四千町歩でございますが、湖沼のほうが一萬六千六百五十町歩でございます。約一萬町歩近くというものが湖沼のほうに干拓を行われておることとございまして、非常に湖沼というものの干拓が重要な関係を持つておるのであります。又その裏の裏側を御覧頂きますと干拓堤防の海、湖岸別の内訳というのがございますが、この区分で干拓の堤防の総延長の比を御覧頂きますと、二百五十万メートルのうち七十一万メートルは湖沼にあるわけでありまして、これも三割くらいは湖沼に關係をいたしておることとございまして、湖沼の干拓というものが極めて重要な意義を持つておるのであります。それを今回の修正で政令で定めるものといふことにされたわけでございますが、この点につきましては従来この法案の経過について申上げておきました通り農林、建設両省の間におきまして意見の相違があるわけでございます。それを国会の皆様方の格別のお骨折りで案にまゐりて頂いておるわけでございます。この湖面を今回湖沼の沿岸を除かれますと、只今申上げましたような關係の点が甚だ不

明確になるわけでございます。今度の案では政令で定めるといふことに一応規定をされておりますので、法律上の一応の体裁は備えるわけでございましてこれが政令で定められますまではこの法律から適用が除かれるといふことになりまして、先ほどから申上げておられますような非常に重要性を持つております湖沼の沿岸におきます干拓に對しまして農林省のほうで補助をいたし、或いはいろいろの計画をいたして参ります点がはつきりいたさなくなるといふ欠点を持つておるようになりますので、これは昨年七月提案になりましたようにされまして私達としてはしましては事務的には希望いたしておる次第であります。申上げますならば今回の法案でこれを政令で定めるといふことになりましてから今回の解決になりませんので、問題を農林省もこの残されておることが相当實際面において大きな關係を持つておる、こういうこととございまして、これは他の法律即ち河川法等によりまして河川法の適用ができる湖沼については河川法と河川法と重複を避ける、そういうことを避ける意味において除くべきであるといふような意見もあるやに承るのでありますけれども、その点は海面にいたしまして、湖面にいたしましては御案内の通りこれを埋立等いたしました場合には公有水面埋立法というのがあるわけでありまして、やはりそういう地域にこの海岸保全法と二つの法律が適用されることになつて来るわけでありまして、これを本法案に入つておりましたも法律

的には支障のないものと私どもは考えるわけであります。それが修正されました一つの点に対しまする主な意見でございます。

それからその次には海岸保全区域から背後地を除くとなつております。これは前の法案におきましては「海又は潮沼の沿岸及びその背後地を防護し」と云ういうことになつておつたわけでございますが、今回この背後地を除かれるということになつたわけであります。背後地が特に入つておりましたのは農林省といたしましては、海岸或いは湖面に面しております近傍地を保

全することを主として参りたいということで臨時農地保全法案というものを持つておつたのでありますが、その法案と建設省のほうで立案されました海岸保全法案を一本に書き改めましたたまために、そういう背後地というふうな

前の案では用語が出ておつたわけでありまして、農林省といったしましては農地を保全する意味においてその農地の側から見ますと、農地を保全するための施設という意味において堤防その他の施設を防護するための法律を置きたい、こういうわけでございますので、これをやはり入れらるべきものであるというふうに考えておるわけであります。

それに関連をいたしまして第三の点は、元の第二條の二項のところでは、この海岸保全施設という定義の中に排水施設、密接な関係のある排水施設、例えば堤防の樋門のごときでございしますが、排水樋門のごときであります、そういうものはつくりと含めておつたわけであります、背後地まで除かれるということで、今回の法案に

おきましてはその排水施設も除かれておるわけであります。御承知下さいまするように、干拓地におきましては排水樋門というものは非常に重要な意義を持つておるのでございまして、内水面と外水面との関係につきまして、その干拓地の機能を左右いたしますほどの重要性を持つておるわけであります。これは耕地のほうの側から検討されて、排水施設として施設をされなければならぬというふうに農林省としては思つておるわけであります。この点が除かれておる、こういうわけでありま

以上のような三点が今回の修正におきまして大きく取上げられておる点でございます。それに対します私の私とも事務的に考えております意見は只今申上げましたような次第でございます。

○委員長（山崎恒君）質疑ごさいますか。

○小林亦治君 この政令で定める湖沼と、定めない湖沼とはどういう差があるのでしょうか。つまり政令で定める湖沼の範囲というものはどういうふう……。

○説明員(河井大治郎君) 今回の案で  
 そういうふうに立案をされておるわけ  
 でございまして、その内容も私どもで

はよくわからないわけでございますが、私どもが申しますことは、海峯であろうと、湖面の沿岸であろうと、農地を保全いたします堤防なり、閘門なり、排水の施設は差異がないわけでございますが、こういう区別なく政令で定める沿岸というふうな除外例を設けずに扱って頂くべきであるというふうに私たちは思っております。

います。ただちよつと申上げましたように、河川法で準用されるものであるから、二つの法律がダブつて適用されるようなことのないようにというような趣旨であるかにもちよつと聞いたのでございますけれども、そうでありまするならば、あえて河川法に限りませうこの法律の中にも三十一條のところから出て来るわけでございますが、やはり湖面につきましても、海面につきましても、公有水面埋立法というものがあつて、同じように二つの法律が適用されて行くわけでございますから、そういうことが特設の理由にならない

ように私は思つておるわけでございます。で恐らくこれは河川法で準用を見る潮沼等については、両省の協議の上できめたらよろしかろうという御趣意を承知いたしまして、葦葺湖にいたしましたも、葦葺湖にいたしましたし、

現在は湖沼として河川法の準用を見て  
おるようなわけがあります。私どもの

ほうから申しますれば、堤防という意味においては何ら差異がない。その又ウエイトもさつき申上げましたようなウエイトを持つておる、こういうことであります。

○清澤俊英君 この政令できめるとい  
うやつと、湖沼ですな、そのほかに除  
かれるというのは、大体比重でどれく

わかりませんか。政令で定められる湖沼というものは大体予定があるだらうと思ひますが、それわかりませんですか。それとその比重ですね。きめられるのはこれだけで、大体あとに残るものはこれだけでこれだけあるというものは……。

○説明員（河井大治郎君） これは私ど

もさつきから申上げておりますように、議員さんのかたがたのほうでございまして、私たちが湖沼は当然含んでこの法案に載るべきだと思つておるわけでございますので、今仰せになりました点について、只今資料を持つておりませんが、私どものほうから申しますならば、湖沼として沿岸に農地のないものというものを特に取らざれば、例えば富士五湖のようなところ、或いは日光の中禪寺湖など、或いは日光の中禪寺湖あたりでも沿岸に耕地がないもので

ありますから、これはまあ除かれる  
ということはあり得ると思えますけれ  
ども、農林省の立場から申しまするな  
らば、農地を保護して食糧の増産をし  
て参るという立場からは差がないと、  
こういうふうに考えておるわけであり

○清澤俊英君 私中座しますけれども

私の意見だけ申しますれば、いゝろ建設省関係と話をしてみゐる必要があると思ひますので、合同委員会をして頂くように、私だけの希望を申し上げましてちよつと中座させて頂きます。

○小林亦治君 今清澤氏が質問された通りですね。つまりこの私の先ほどお聞きしたのは政令で定める潮沼の範囲に入らぬものはどうも現実の閉沼

に、その土地の事情を知らず、  
か、それを伺いたかつたのです。沿岸  
に農地のある小さな湖沼がたくさんあ  
りまして、つまりそこの場合です  
ね、そういう場合にどの程度のものが  
この政令で定める湖沼に入るのか入ら  
んのか、それだけでいいんです。ほか  
のほうはもう御説明を承わらんでも結  
構なんです。

○説明員(河井大治郎君) 具体的には  
 こういう法案が急に出て参つたわけで  
 ありまして、私たちがそういうことを  
 調査いたしまして立案したわけではな  
 いのでございます。簡略に申し上げます  
 するならば、只今例をお示しにしまし  
 ましたが、特に農地のために防護を必  
 要としないというふうなものがあきま  
 するならば、これは別といたしまして  
 農地がございまして、その沿岸を農地  
 の保全のために施設を必要とするもの  
 はやはり含めておくべきであるという  
 ふうに農林省として考えておるわけ  
 でございます。

○小村政治君　それでは閣下がそれな  
ないのです。運用のことをお聞きして  
いるのではない。どういふものがこの  
政令に入るか入らんか、それをはつき  
り聞きたい。おわかりにならないけれ  
ばならないいんです。余計なことを

○説明員（河井大治郎君） わかりませ

○小林亦治君　そうするとこれはやはり政令で定めるといふような委任立法でなく、やはり一方に法律ならこの法律の中に限定してもらいたい。運用す

る。従つて審議はそういうことでは  
きないのです。

では却つてこんがらかつて駄目だと申  
います。初めのほうはいいで、こら  
やつていたら、今お話を聞くと中禪寺  
湖、あんなものは無論農地はございま  
せん。例えばあそこ国道が通つてお  
るという、やはりきつとやらなけれ  
ばならないですよ。これはどうしてな  
れるのだということになる。だから非

常にこんなからかつて、提案理由は提案者からお聞きになると思うが、非常にこんなからかつて説明ができなくなつて、問い詰められて駄目になつたというので、むしろこんなことは書かないほうが僕はいいと思います。

○委員長(山崎恒君) では本法律案につきましてお諮りいたしますが、建設委員会に連合委員会を申入れることにいたしましたでしょうか、どうですか、お諮りいたします。

○小林亦治君 連合委員会は結構ですが、その前にこの農林委員会での考え方なり解釈なり、その法の内容といふものを一応吟味して、全部頭に入れてからしないと、それはもう何遍開いてもきまりません。ですから説明者のほうももう少し資料を持つて来て頂いて、徹底されてもらわんと我々も呑み込めないんです。

○委員長(山崎恒君) ではこの問題は次回の委員会にゆくりと一つ御審議を願うということによろしくございますか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎恒君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。

それでは引続いて食糧増産に関する件を議題に供しますが、政府はかねて食糧増産第一次五カ年計画を策定し、今国会に食糧自給促進法案の提出を企図していたのでありますが、その後年度予算編成の経緯から見まして、これが実施が危ぶまれておりますので、政府におけるこのことが取扱に關する方針について一応説明を願つてお

きたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 食糧増産五カ年計画の二十八年度の予算は、農地の改良造成関係におきまして五百八十億要求したのが二百十二億、それから耕種改善のほうで約四十億要求したのが二十七億になつたのであります。耕種の改善のほうは補助率の低減といふような点で大体所定の目的を達成することができるとありますが、農地の改良のほうにつきましては既着手分の繰上げ完成、その他先ほどちよつと申上げましたように、大規模なものに重点的に置くことにしまして、当初の増産数量はできないのであります。併し二十八年度はそういうふうな縮小されましてたけれども、一応できるだけ早い機会、即ち十カ年を目標にしまして、十カ年以内に食糧の自給に到達せしめる努力をするという建前は、農林省としては捨てることはできない。従つてその第一着手である五カ年計画につきましても、二十八年度の分をそういうふうな既定の予算に修正しまして、やはり五カ年計画の目標は縮小しますけれども、五カ年計画として、今後の二十九年度以降の計画につきましては当初の計画を踏襲して行きたい、こういうふうな方針をきめまして、今度の国会に食糧自給促進法案を出したい、こういう考えなのであります。

大抵法律の案も省議できめまして、で、明日顧問会議等に諮りまして、できれば今月中に成案を国会に出すようにしたい、こういうのであります。その内容につきましては、前々からお配りしておりましたのを多少簡略にし、まして、趣旨を変えると同時に、前の案では米麦偏重というのがありました

ので、それを更にいも、雑穀等についても考え、又油脂、蛋白の関係等も相当取入れて行きたい、こういうふうな考え方で、一方では法案を簡単にすると同時に、そういうふうななか、むずかしい問題であります、含水炭素だけでなしに、油脂、蛋白も同時に考慮して、今後の食糧増産が総合的に推進できるような仕組を考えたい、こういうふうな考えておるのであります。具体的に申しますと、二十八年度の生産目標が三百五十万石に上つたのが二百五十万石になると同時に、二十八年度の予算による二十九年度の増産効果の数量が減りますので、いも、雑穀等を合せましても、当初五カ年後に千七百五十万石の増産ができる予定しておつたのが、恐らくまだ仔細な検討をしておらず、数字は法律案ができるとなると多少変わるかも知れませんが、従来よりも七、八十万石内輪の数字を目標とせざるを得ないのじゃないか、こういうふうな考えです。

第二点は、食糧増産審議会というものが、食糧増産審議会が食糧増産その他の農業経営の改善につきましても、政府の諮問に應じて増産計画を審議するだけでなくして、積極的に建議のできるような仕組にしたい、こういう点多少従来と変えたのであります。それから、継続費とか或いは新規開田の分の免稅措置でありますとか、或いは増産効果を国会に報告するといふようなのは従来と変りません。それから前回の法案では各事業別の増産目標といふものを書いておりました、それは一応今度の案では予算の審議権を縛るとか、或いは又増産目標が必ずしもその法律でぴちつときめるほど正確に算定できないといふような関係がありますので、五カ年の目標を一本で掲げる、こういう点を現わしておきます。なお運用等につきましては個所別に具体的にこの審議会と相当突つこんで計画を審議して頂く、こういうふうな内容にしたいと考えております。二十八年度の予算は、所期の額は認められなかつたけれども、とにかく農林省としましては当初の五カ年計画を修正しまして、とにかくこういつたものをはつきりと計画的に遂行したいという意図で進んでおります。

○小林亦治君 官房長にお尋ねしたいのですが、今の問題について実は本会議で廣川農相に質したいと思つておるんですが、今度の五カ年計画にせよ、非常にあなた方が努力せられて大蔵省に交渉されたその努力は買つて、たしかあはれは五カ年計画が一番先にこの委員会に反映したのは補正予算の前、昨年の頃だつたのです。あの當時すでに二十七年も加えて五カ年計画といふものは立つておつた。今国会になつて更にその二十七年を切つて二十八年度と、まあ当初はそういうような仕組であつた。それが又この予算を取りかねて、おじやんになつて、今度は更に十カ年という理想を持つておるのだから、又やり出すといふことになる、理想を造る姿は結構だが、いつも面に書いた餅を掲げて空廻りさせられるんじや私どもはたまらない。それよりも先ず手近な緊急法といつたものが、緊急政策といつたようなものから先に具体的に取上げてもらわないと、我々の立場は政府にいつもごまかされる、騙されることになるんで

す。これはいささかも反対ではないのですが、そういうものに我々は一生懸命になる熱意をもう失いかけておるので、この点は本会議で一つ大いにアドバールンをつけて政府に迫らうと私は思つております。信頼しないというわけではないんです、そういうことは極めてどうも期待薄である。當てになつてそういうことに腹をつぶすよりも、先ず今上つておるところの個々の案件を先に処理してもらいたい。如何にここできめても、あなた方が大蔵省に対する眼みといふもの、力といふものを持たなければこれは何にもならない。それから今の御説明の法案の内容についてもたくさん私は意見を持つておる。この増産審議会なんといふものは、あれほどの鉦と太鼓で宣伝せられて、それを諮問機関から建議機関に直しても、先ずその前に両国会に農林委員会があるといふことを忘れちゃいかんのだ。そんな何というか、合の子みたいなものを作つたつて、それに權威を持たせる法律を作るほど私どもは間抜けていない。そんなものを作るくらいならば両院の委員会を重視して、これを真先にやらなければならぬ。あの審議会が考えた案を遙かに内廻つたのがあの五カ年計画なんですよ。要するに機構いじりをしてビジネス的にものを考へて鹽廻しをしていふという国民の非難に應えられないのである。私どもはそういうものに本能的に反感を持つておるので考えたままを申上げるので、理想を追うといふことは結構ですが、そういうものをあと廻しにして、具体的に現在浮び上つていふ法案から先に料理してもらいたいといふの

が私の注文なんです。

○政府委員(渡部伍郎君) 十一年といふのは前から申上げておつたので、法律で具体的にやるのは、十年先のことを言つたつてこれは理想でありまして、先ず最初の五十年計画をやるというのには従来と変らないのであります。それから食糧増産をやるのにつきましては、農林省だけの力では、これはどんなに逆立ちしてもできないのであります。食糧増産をして自給を達成するにはどういふふうな国民の総力の結集が必要であるかという一つの目安として我々はこの自給促進法を立てておるのであります。て、こんなものでは駄目で、ほかに方法があるとか、或いはこの中をどうやつたら更にいいということに更に御検討願ひまして、要するに今の日本の農業の状態では、農家独自でやれと、国の財政支出に期待しなければいかに、部面が非常に多いのであります。それは国全体としてそれだけ重点的にやらなければいけません。やる以上は計画も従来と変つた、とにかく具体的な、不動の、不動と言つては少し語弊があるかも知れませんが、もつとしっかりした計画を立てなければいけません。一面では国民全体に食糧自給の必要性を認識して頂くと同時に、一面では政府もやると言つた以上はこつちの方法でその目標を完遂しろという義務付けをする、そういう二面の意味を持たせたいというのがこの法律を出す狙いなのであります。従来毎年予算を取つてやつて来ておるからその程度でいいじゃないかという御意見も或いは出るかも知れない、併し静かに考え

てみると、今の人口の伸び、それから災害等を考えると、このままで放置しておけば、食糧の輸入の重圧に日本の国民経済全体が堪えられないじゃないかというの、我々の農林省の考えであります。これを国民全体がどういふふうに認識して、そのやり方についてはいろいろ我々の考えの及ばないところがたくさんありますが、先ずその前提をこの法律ではつききめて頂いて、更にこの実行面においてはこの法律のみならず、ほかの法律でも具体的に処置しなければいけません。それをどうしお教えを願ひ、こういう考え方なのであります。

○小林亦治君 私質問を官房長に誤解されたようなんですが、この自給法案は反対じゃない、大いに賛成なんです。この自給法案が前々国会あたりで若し通つておつたなら、この五十年計画についてはあなた方がこれほど難儀をしなくてもよかつた。この自給法案を我々は求めておるゆえんは、今あなたがおつしやつたほかにもつと大きなものがある。それは何を言ふかという、予算の一年という原則をこの法で破つて、どうしても国会が義務的にも予算を作らねばならない、そのためにこつちの法律が必要なんです、今あなたがおつしやつたことはさまで法律が必要じゃない。必要なものは農林省に対するところのもつと迫力のある力のある、大蔵省に対してもつと何というか脱みのある努力をしてもつといたしたい、ここにあるので、自給法案は反対じゃない。ただ五十年計画、十一年計画といふものをかざされて、我々の主張するところの農地改革を抑えられたのは、これはしょうがないから、その手

には乗らんと言つたまでのことで、自給法案は大いに結構だ、ただその内容については、従来私どもが主張しておつた注文はたくさんございまして、そのことを申上げたので、自給法案はこれ一日も早く立法化したいと思つております。

○委員(山崎恒君) では本日はこれにて閉会することに御異議ございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(山崎恒君) なお明日は日本国に駐在するところのアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案について水産委員会と連合委員会を開くことになつておりますので、御了承の上御出席願ひたいと存じます。

本日はこれにて閉会いたします。

午後三時四十三分散会

二月二十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四條中「資本金は、」の下に「政府の一般会計からの出資金百億円」とを加える。

第十七條の次に次の一條を加える。(退職手当)

第十七條の二 公庫は、役員及び職

員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

第三十六條第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附則第一項中「及び附則第二十項」を「附則第二十項及び附則第二十一項」に改め、附則に次の一項を加える。

21 農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年法律第三百五十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「政府は、前條の計画を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業金融公庫法(昭和二十六年法律第三百五十五号)の定めるところにより、」を削り、「貸し付けるものとする。」を「貸し付ける場合には、前條の計画を基準としなければならない。」に、同條第一号及び第二号中「造成、」を「改良、造成、」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五年」に、「一年」を「三年」に改める。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農林漁業金融公庫法第四條の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

3 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條中「支給される職員(以下

昭和二十八年三月五日印刷

昭和二十八年三月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局